

大原西宿舎階段 照明器具LED化

件名	大原西宿舎階段照明器具LED化						
図面名称	表紙						
縮尺	—	図面番号	1 / 3	作成年月日	令和7年6月11日		
業務隊長		厚生科長		厚生班長		作成者	
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 厚生科							

仕 様 書

- 1 件 名
大原西宿舎階段照明器具LED化
- 2 場 所
福岡県小郡市小郡 2 2 0 3 - 4 大原西宿舎
- 3 概 要
大原西宿舎 階段照明器具LED化 1 6 台（天井 1 2 台、1 階側面 4 台）
- 4 工事を施工する日及び時間帯
原則、平日の午前 8 時 1 5 分から午後 5 時まで。ただし、別に定める場合はこの限りではない。
- 5 一般事項
 - (1) 本工事は、本特記仕様書及び本設計図によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事標準仕様書」「公共建築改修工事標準仕様書」（電気設備工事編）に基づき実施する。
 - (2) 施工上、軽微なもので当然必要と思われる事項は、本仕様書に記載なくとも監督官の指示により実施すること。
 - (3) 写真は、着工前・完成後及び主要な役務段階毎及び監督官の指示する箇所を撮影し工事用写真帳に整理後、1 部提出する。尚、写真データについては確実に消去するものとする。
 - (4) 工事中、他の箇所に汚損又は破損等を及ぼした場合は、速やかに監督官に報告するとともに請負者の責任において速やかに現状復旧するものとする。
 - (5) 工事中の安全管理には十分留意し、事故等が発生しないよう万全を期す。
 - (6) 本仕様書及び工事に際し疑義を生じた場合は、監督官と協議した後、実施する。
 - (7) 工事で発生した金属発生材については、発生材調書を作成の上、監督官の指示する場所に集積するものとする。その他（蛍光灯など）については、請負者において適切に処分し、産業廃棄物マニフェストの写しを提出する。
 - (8) 本工事の施工に伴う建物等施設への立入り、その他制限事項は当駐屯地の諸規則に従うこととし、関係地区以外への無断立入り及び写真撮影は禁止する。
- 5 特記事項
 - (1) 作業実施日は、事前に監督官と打ち合わせするものとする。
 - (2) 官側の電気の使用は原則禁止とする。
 - (3) 監督官の指示する書類を速やかに提出すること。
 - (4) 本工事に使用する材料は、全て新品とし、監督官の検査に合格したものを使用する。
 - (5) 施工前の準備として必要に応じて現場調査を実施すること。
 - (6) 既設取付ボルト長が不足する場合、取付ボルトを延長するか取り換えること。
 - (7) 取付ボルトの間隔が照明器具と合わない場合、受注者の責任において対応すること。
 - (8) 照明器具などを取り付ける際に天井・壁・軽天などの加工を要する場合は、受注者の責任において対応すること。
 - (9) 使用するLED照明器具・LEDランプは、「概略図」に示す蛍光灯器具に相当するLED照明器具とする。尚、事前に承認図等を提出し、監督官の承認を得たのち施工する。

件 名	大原西宿舎階段照明器具 LED 化				
図画名称	仕様書				
縮 尺	—	図画番号	2/3	作成年月日	令和 7 年 6 月 11 日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 厚生科					

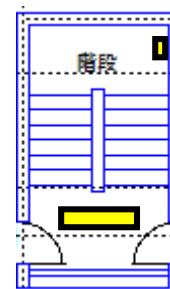
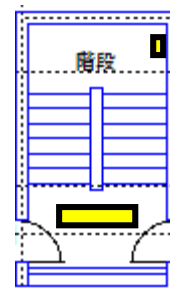
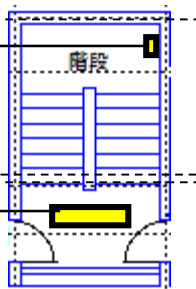
概略図

出入（4か所）



蛍光灯（壁側面縦付）
1 Fのみ（計4台）
照明器具
現型式：FA21827-RUE

蛍光灯（天井）
1 F～3 F（計12台）
照明器具
現型式：FA21034-R64



件名	大原西宿舎階段照明器具LED化				
図画名称	概略図				
縮尺	—	図画番号	3/3	作成年月日	令和7年6月11日
陸上自衛隊 小郡駐屯地業務隊 厚生科					